

2021年12月6日 全9頁

なぜ今、「アニマルウェルフェア」に向き合うべきなのか

～二の足を踏む日本、「家畜を苦しませない」の世界的潮流に迅速な対応を～

経済調査部 主任研究員 市川拓也

[要約]

- 世界動物保護協会 (World Animal Protection) の動物保護指数 (API) の評価を見ると、日本は 2020 年版でアニマルウェルフェアの法規制にかかる 6 項目のうち 5 項目が、アメリカ等を含む 5 カ国で、最下位となっている。特に畜産動物の保護等にいたっては最低の G 評価である。
- こうした現状に対して、日本では畜産に関するアニマルウェルフェアへの一般の関心は低いままであるばかりか、生産者や政府も国内規制において対応が必要なことを認識しながらも、厳しい規制の導入に対して二の足を踏んでいるように感じられる。
- しかし、中長期的には、生産者として世界的な規制強化への流れを無視するわけにはいかない。また、食品企業にとっては今後予想される投資家サイドからの圧力の高まりへの対応が必要である。さらに、政府が推進する畜産物の輸出拡大や、訪日客に「食」をアピールするためにも、畜産のアニマルウェルフェア対応は欠かせないであろう。
- 消費者、生産者、食品企業に共通して言えるであろうことは、いずれもが家畜を苦しませたいわけでないということである。だからこそ、仮に一時的な多額投資の必要性がアニマルウェルフェアの向上を阻んでいるのであれば、国や自治体等はそのために必要な資金支援を十分に行うべきである。

1. アニマルウェルフェアの評価と概要

(1) 動物保護指数による評価

図表 1 は国際的な動物保護団体である世界動物保護協会 (World Animal Protection) が公表している 2020 年版の動物保護指数 (API: Animal Protection Index) について、日本とアメリカ、イギリス、スウェーデン、インドの 5 カ国で比較したものである。同指数は世界 50 カ国を対象に、アニマルウェルフェアの法規制や政策に関する 10 項目 (図表 1 は動物カテゴリーごとの法的規制の存在を評価した 6 項目。その他の項目は政府のアニマルウェルフェアへの責任等)

について、最も高いAから最も低いGまで7段階で表される。5カ国の選択は筆者の独断であるが、アメリカは牛肉及び鶏肉生産量第1位¹、インドは同生乳生産量（水牛乳含む）第1位²、イギリスはアニマルウェルフェアが進んだ国の代表、スウェーデンはSDGsランキング第2位³⁴の国として見てもらいたい。

これによると、イギリスがC以上を4項目、スウェーデンが同5項目あり、相対的に高評価となっている。これに対し、日本は全6項目のうち5項目が5カ国中で最下位であり、中でも畜産動物の保護、サーカス等娯楽向けの動物や役畜の保護では、最低評価のGが付けられている。日本は、前者で畜産大国のアメリカとインド（E）よりも2段階低く、後者で日本以外の4カ国（D）よりも3段階低い。アニマルウェルフェアにおける日本の対応の遅れを示す一例と言える。

図表1 動物カテゴリーごとの法的規制の存在に関する評価（動物保護指数（API））

	日本	アメリカ	イギリス	スウェーデン	インド
畜産動物の保護	G	E	D	B	E
動物園等の動物の保護	D	D	B	B	C
ペット動物の保護	D	F	B	B	C
サーカス等娯楽向けの動物や役畜の保護	G	D	D	D	D
実験動物の保護	E	C	C	A	B
野生動物福祉の保護	E	E	C	C	E

（筆者注）背景ありの箇所は、各項目で最下位を示す。

（出所）世界動物保護協会（World Animal Protection）ウェブサイトより大和総研作成

（2）アニマルウェルフェアとは

アニマルウェルフェアとは、「動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態」とOIE（国際獣疫事務局）の勧告で定義されている⁵。また、アニマルウェルフェア畜産協会では「感受性を持つ生き物としての家畜に心を寄り添わせ、誕生から死を迎えるまでの間、ストレスをできる限り少なく、行動要求が満たされた、健康的な生活ができる飼育方法をめざす畜産のあり方」⁶ともある。

¹ 米国農務省の2020年データを基にした主要生産国の順位。農畜産業振興機構ウェブサイト「絵で見る世界の畜産物需給 畜産の情報 2021年12月号 絵で見る世界の畜産物需給」

https://www.alic.go.jp/joho-c/joho05_001882.html

² 同上

³ Jeffrey D. Sachs, Christian Kroll, Guillaume Lafortune, Grayson Fuller, and Finn Woelm “Sustainable Development Report 2021” (Cambridge University Press)

<https://dashboards.sdindex.org/rankings>

⁴ 第1位のフィンランドは50カ国の対象外。

⁵ 農林水産省ウェブサイト「アニマルウェルフェアについて」

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html

⁶ アニマルウェルフェア畜産協会ウェブサイト「アニマルウェルフェアとは」

<http://animalwelfare.jp/>

現代の EU によるアニマルウェルフェア政策の起点となったのは、1964年にイギリスで「機械化された畜舎で家畜を密飼いする現代の factory farming（工場畜産）の実態を告発」した著書『アニマル・マシーン』であるとされる⁷。これをきっかけに家畜のウェルフェアに関する委員会が設置され、報告書には「5つの自由」の原型が提言された。図表2は現在の「5つの自由」であり、①飢えと渇きからの自由、②不快からの自由、③痛み、怪我、病気からの自由、④正常な行動を発現する自由、⑤恐怖と苦悩からの自由、からなる。④については、「十分な場所」「適当な施設」「同じ種類の動物との交流」とあり、人間のウェルフェアに近い高度なものを求めていることがわかる。この「5つの自由」が「アニマルウェルフェアの枠組みとして世界の共通認識」⁸となっている点は、現代におけるアニマルウェルフェアを理解する上で押さえておくべき重要なポイントである。

図表2 アニマルウェルフェアの「5つの自由」

(5つの自由)	
1. 飢えと渇きからの自由	— 新鮮な水と、十分な健康と活力を維持する食物をすぐに利用できることによる
2. 不快からの自由	— すみかと快適な休息場所を含む適切な環境を与えることによる
3. 痛み、怪我、病気からの自由	— 予防あるいは速やかな診断と治療による
4. 正常な行動を発現する自由	— 十分な場所、適当な施設、および同じ種類の動物との交流による
5. 恐怖と苦悩からの自由	— 精神的苦痛を避ける条件と扱いの確保による

(出所) 平澤明彦 (株式会社 農林中金総合研究所)「農林水産省 平成 25 年度海外農業・貿易事情調査分析事業 (欧州) 報告書 第 III 部 EU における動物福祉 (アニマルウェルフェア) 政策の概要」(2014 年 3 月) (p. III-4)

アニマルウェルフェアにおける動物の範囲は、図表1にあるように、畜産動物に限らず動物園やサーカスに用いる動物や、犬や猫といった身近なペット、薬品製造に重要な役割を果たすマウス等の実験動物、さらには野生動物にも及ぶ。日本人には動物愛護の観点から犬や猫のペットの話の方が身近であろうが、以下では、畜産のアニマルウェルフェアに焦点を当てて論ずることとする。筆者としては、現代に続く問題意識が前述の通り「工場畜産」のあり方を原点としているならば、「畜産」に注目することが本質を捉える上で重要と考えるからである。

⁷ 山口 (2008) (p. 118)

⁸ 枝廣 (2020) (p. 48)

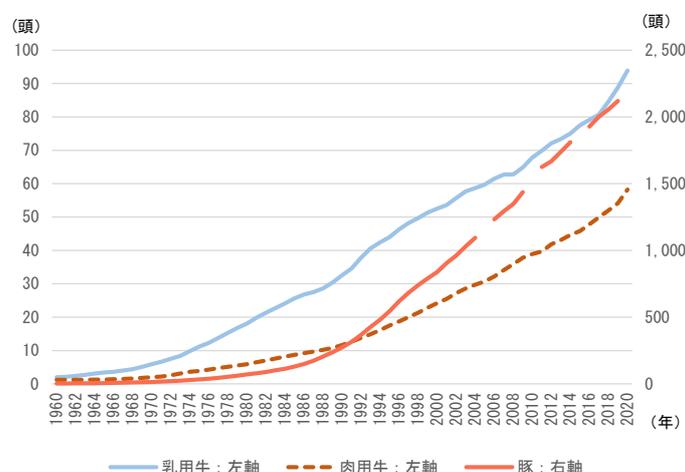
2. 畜産の現状と認知度

(1) 1戸当たり飼育頭数の増加と「工場畜産」

図表3は、日本の畜産統計調査における乳用牛と肉用牛、豚の1戸当たり飼養頭数の推移である。乳用牛、肉用牛ともに一桁での推移から、2020年にはそれぞれ約94頭、約58頭に急増している。同様に豚も近年の急増を経て2017年には2,000頭を超えるまでに至っている。この間、飼養戸数はいずれも減少傾向にあり、より少ない畜産農家が家畜をより多く飼養するようになったと言える。

欧州におけるアニマルウェルフェアについては、いわゆる「工場畜産」の問題を起点にしている点はすでに述べた。工場畜産とは「人工的に制御された環境における多頭飼育・過密飼育によって、消費者の需要に合わせた均質な生産物を、効率的に大量生産することを目的とした飼育方式」⁹である。図表3の変化は規模の維持・拡大と飼養戸数の減少との両立の結果を示すものであり、それを可能にしたのが「工場畜産」であったと言える。しかし、家畜から作られた食肉等はいわゆる工場製品ではない。倫理的な視点から、生産過程で家畜が「モノ」のように扱われることはあってはならないと筆者は考える。

図表3 乳用牛、肉用牛、豚の1戸当たり飼養頭数の推移



(筆者注) 豚の2005年、2010年、2015年はデータなし。

(出所) 農林水産省「畜産統計調査」(調査年: 2020年(乳用牛及び肉用牛)、2019年(豚))より大和総研作成

(2) 畜産の飼育実態と認知度

図表4は2021年に行われた畜産動物に関する認知度調査の結果である。豚、鶏、牛の飼育実態に関する質問について、いずれも6割以上が「知らない」と回答している。狭い金網での鶏の飼育、乳牛が繋がられていることについては「知らない」割合が他と比べて若干低いものの、そ

⁹ 久保田 (2018) (p. 2)

の他母豚が方向転換できない囲いでの飼育や、麻酔なしで子豚が尻尾等を切断されること等は8割以上が認知していない。

図表 4 畜産動物に関する認知度（2021年）

	質問事項	回答のうち「知らない」の割合（%）
豚	母豚の多くが、妊娠ストールという、方向転換できない狭い囲いの中に閉じ込められていることを知っていますか？	83.3
	子豚の多くが、麻酔なしで去勢、歯・尾の切断をされていることを知っていますか？	87.7
鶏	卵用の鶏の多くが、バタリーケージという、狭い金網の中（一羽あたり22センチ×22センチほど）で飼育されていることを知っていますか？	68.8
	卵用の鶏の多くが、麻酔なしでクチバシを切断されていることを知っていますか？	88.7
	肉用の鶏（ブロイラー）が、早く成長するように品種改良されており、その結果、病気になりやすくなっていることを知っていますか？	79.3
牛	乳牛の多くが、つながれた状態でほとんどの時間を過ごしていることを知っていますか？	69.6
	牛の多くが、麻酔なしで去勢、角の切断をされていることを知っていますか？	86.8

（筆者注）15才以上の男女を対象にしたインターネット調査（調査主体は認定 NPO 法人アニマルライツセンター）、有効回答数 1,207、調査期間：2021/3/15～2021/3/15（原文ママ）。

（出所）認定 NPO 法人アニマルライツセンターのウェブサイト「2021年 畜産動物に関する認知度調査アンケート」（2021年3月17日）より大和総研作成 <https://www.hopeforanimals.org/broiler/2021survey/>

認知度の低さもさることながら、筆者が注目するのは質問事項の内容である。「母豚の多くが、妊娠ストールという、方向転換できない狭い囲いの中に閉じ込められている」「子豚の多くが、麻酔なしで去勢、歯・尾の切断をされている」ということは、一般の消費者にはにわかに信じられないことかもしれない。

ただし、これらの質問事項は事実を証明するものではない。「乳牛の多くが、つながれた状態」と言っても乳用牛の約 20%¹⁰は放牧であり、また、子牛の時期まで含まない前提であろう。したがって、すべての生産現場に当てはまると決めつけるのは適当でない。しかし冒頭の動物保護指数で、日本における畜産のアニマルウェルフェアが G 評価であることと整合的である点是否定しようがない。

3. アニマルウェルフェアに関する規制

日本におけるアニマルウェルフェアに関する法規制としては、環境省の所管する動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）がある。同法第2条（基本原則）第1項には、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うよ

¹⁰ 令和元年の数値。出所：農林水産省生産局畜産部飼料課「公共牧場・放牧をめぐる情勢」（令和3年4月）（出典元：放牧頭数は（一社）日本草地畜産種子協会調べ、飼養頭数は畜産統計（平成31年2月1日現在））

うにしなければならない」との文言がある。「苦しめることのないようにする」ことは、アニマルウェルフェアの考え方に沿っている。畜産動物も「動物」である以上、苦しめないようにすることが求められる。

しかし、同法の第一種、第二種動物取扱業には畜産動物や実験動物は含まれておらず、畜産業としては農林水産省の管轄である。家畜のアニマルウェルフェアに関しては、農林水産省より「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）が発出されており、これが国内における家畜におけるアニマルウェルフェアの考え方の基礎となっていると言える。そこにはしっかりと「5つの自由」への言及（図表5）もある。

ただし、図表5からは規制としてあまり明確なものはない印象を受ける。（1）の「家畜が量と質のバランスが適切な栄養と生理的要求を満たす十分な飲用水」や（3）の「適温の維持」は、家畜を飼養していく上で当然のことのようにも思える。（5）では留意事項が箇条書きで示されているものの、具体性に欠ける。

図表5 「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」における「5つの自由」への言及箇所

<p>（1）飢え、渇き及び栄養不良からの自由 家畜の発育段階等にあわせ、各畜種ごとの栄養要求を考慮し、家畜が量と質のバランスが適切な栄養と生理的要求を満たす十分な飲用水を得ることができるよう努める。（以下、省略）</p>
<p>（2）恐怖及び苦悩からの自由 家畜を過度又は突然の騒音が発生する環境下に置いたり、突発的に又は手荒に扱うといった不適切な取扱いは、家畜に恐怖や苦悩を引き起こすことがある。 このため、畜舎などの家畜の飼養管理施設については、騒音が最小限となるよう維持・管理する。（以下、省略）</p>
<p>（3）物理的、熱の不快感からの自由 家畜にとって快適な温度域は、品種や発育段階等により異なる。このため、飼養又は輸送する家畜にあわせた暑熱対策や寒冷対策を行い、適温の維持に努める。（以下、省略）</p>
<p>（4）苦痛、傷害及び疾病からの自由 痛みを伴うおそれのある処置（去勢、蹄の手入れ、除角等）を行う場合、若齢時に実施する、獣医師の指導の下で麻酔や鎮痛剤を使用する等の方法により、家畜の苦痛を緩和するよう努める。また、家畜への苦痛の少ない代替方法等の実施も検討する。（以下、省略）</p>
<p>（5）通常の行動様式を発現する自由 （省略） 畜舎は、①突起物など家畜がけがをする原因がない構造であること、②床面は滑りにくい材質を用い、水はけを良くし、衛生的な状態を確保すること、③家畜が休息するための十分なスペースが確保され、立ち上がる等の正常な行動をとれる構造であること、④各畜種の習性に応じた十分な光量が確保されるよう、自然光に加え、照明を適切に使用し家畜に不快感を生じさせないようにすることに留意する。（以下、省略）</p>

（出所）農林水産省「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（令和2年3月16日付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）より大和総研作成

同通知で、参考にするよう求めている「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」¹¹でも、例えばブロイラーの飼養管理指針¹²では「欧米の基準をそのまま導入することは困難であるものの、鶏の生産性や快適性を調べた海外の知見等からは、55～60羽／坪程度にとどめることが推奨」(p. 8)とあるように、参考程度にとどめている。また、同飼養管理指針では、「最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく」(p. 1)とあるように、問題はハード面の改善ではないとの立場を取っており、「飼養方式への変更を推奨又は強制する場合」(p. 2)に対応した生産には「一時的に多額の投資が必要になる」(同)としている。こうしたことから、アニマルウェルフェアへの対応が必要なことは認識しながらも、畜産動物のウェルフェアについては厳しい規制の導入に対して二の足を踏んでいるように感じられる。

ちなみに、EUにおけるアニマルウェルフェアに関する規制としては、図表6のようなものが定められている。食肉処理規則では「解体前に気絶処理され、意識と感覚の喪失は死亡時まで維持されなければならない」、豚指令では「ストール飼いを禁止」、肉用鶏指令では「1平方メートル当たり33kgまで」と明確である。歴史文化や国土も異なる日本がEU各国と同じである必要はないが、日本の畜産におけるアニマルウェルフェアに関する規制は欧州と比較すれば、かなり後れていることは明らかであろう。

図表6 アニマルウェルフェアに関するEU指令等

- ・ **食肉処理規則 1099/2009**
 農用動物が食肉処理される際の痛みと苦痛を最小限に抑えるための適切な気絶処理などについて定めた規則。ハラルといった宗教上の理由がない限り、動物は解体前に気絶処理され、意識と感覚の喪失は死亡時まで維持されなければならない。また、解体時の機械、電気、ガスなどの方法別に機械強度なども定められている。
- ・ **輸送規則 1/2005**
 生きた動物のEU域内の輸送と、EUへの出入国の際の動物の検査に関する規則。動物を陸送する場合、全ての輸送期間を通じて気温を原則5度から30度の範囲に保たなければならないなど、種々の具体的輸送条件が定められている。
- ・ **豚指令 2008/120/EC**
 飼養・肥育目的の豚の保護に関して最低限守るべき基準を定めた指令。繁殖雌豚のつなぎ飼いや、身動きが十分にできないおりに入れて飼育するストール飼いを禁止（これらの飼育方法は、日本では禁止されていない。）。
- ・ **肉用鶏指令 2007/43/EC**
 食肉生産のために飼養される鶏の保護に関して最低限守るべき基準を定めた指令。肉用鶏の飼養密度を1平方メートル当たり33kgまでと定めている。
- ・ **採卵鶏指令 1999/74/EC**
 採卵鶏1羽当たりの面積などを飼育方法別に定めた指令。従来型ケージは1羽当たり550平方センチ以上、改良型ケージは同750平方センチ以上、平飼いは1平方メートル当たり9羽以下と定めている。なお、2012年以降、従来型ケージの使用は禁止されている。

(出所) 木村聡太郎、市橋寛久「アニマルウェルフェア先進国『英国』と、求められる日本の対応」(2019年9月2日)(日本貿易振興機構ウェブサイト「地域・分析レポート」)

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/4b0d8252e1d5d6c4.html>

¹¹ 畜産技術協会等が公表。

¹² 畜産技術協会ウェブサイト「ブロイラー(第6版)」(「アニマルウェルフェアの考え方に対応したブロイラーの飼養管理指針」)(令和2年3月)

4. 国策としてアニマルウェルフェアの向上を進めるチャンス

脱炭素等、昨今の持続可能な社会の形成を目指した世界の潮流からすれば、アニマルウェルフェアの向上というテーマは、やや異質である。動物の苦痛をやわらげることが、二酸化炭素排出抑制や、人権問題の改善、ジェンダー平等の実現に直接結びつくものではない。また、健やかに育った家畜は栄養価が高いかもしれないが、苦痛の緩和に比例して畜産品を食した者が健康になるというものでもないだろう。それだけに、アニマルウェルフェアの考えは、浸透しにくい部分があるのかもしれない。

しかし、一般に浸透しにくいテーマであり、図表4の調査結果が示すように日本の消費者の関心がいまだに低いとしても、生産者としては無視するわけにはいかない。欧米を中心にアニマルウェルフェアへの対応が進んできているほか、OIEでもアニマルウェルフェアに関する陸生動物衛生規約（OIEコード）が順次作られ、規制強化が図られてきたのは事実である。OIEは日本も加盟する組織であり、前述の飼養管理指針の見直しを通じて、中長期的には国内生産者への圧力は高まっていくに違いない。

また、食品企業にとっては今後予想される投資家サイドからの圧力の高まりへの対応が必要である。BBFAW (Business Benchmark on Farm Animal Welfare) という食品企業を評価するベンチマークが存在し、日本企業も対象となっている¹³。昨今、注目されるESG投資の観点において、脱炭素や人権問題等に加えて、今後、畜産に関するアニマルウェルフェアに関しても重要性が高まる可能性があるだけに、看過できる状況にないと言える。

さらに、政府としても畜産物の輸出拡大を推進している以上、世界的なアニマルウェルフェアの動向は無視できない。輸出農家が畜産全体の一部であったとしても、仮に政府が掲げているように、牛肉のアメリカ、EUへの輸出額を2019年の実績から2025年にそれぞれ約6倍、約5倍に引き上げることを目標にするならば¹⁴、輸出先の基準に沿ったアニマルウェルフェア対応を求められるのは当然である¹⁵。加えて、コロナ禍収束後、入国規制緩和に伴って増加が予想される訪日客に「食」をアピールするためにも、畜産のアニマルウェルフェア対応の促進、及び、基準を満たしていることを証明する認証システムの国内での普及は欠かせないであろう。

消費者、生産者、食品企業に共通して言えるであろうことは、いずれもが家畜を苦しめたいわけでないということである。だからこそ、前述の通り、仮に一時的に多額の投資が必要なことがハード面でのアニマルウェルフェアの向上を阻んでいるならば、国や自治体等はそのために必要な資金支援を十分に行うべきであると筆者は考える。タイミング的にも、今が国策として

¹³ BBFAW ウェブサイト “The BBFAW analyses the farm animal welfare policies, management systems, reporting and performance of 150 of the world’s largest food companies”
<https://www.bbfa.com/benchmark/>

¹⁴ 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略～マーケットイン輸出への転換のために～」(令和2年11月30日)では、牛肉の米国への輸出額を2019年の31億円(実績)から2025年に185億円、EUへは同21億円(実績)から同104億円に引き上げることを目標としている。<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/index.html>

¹⁵ 輸出量拡大のための飼養頭数の増加については、アニマルウェルフェアの観点から別途、議論が必要である。

アニマルウェルフェアの向上を一気に進めるチャンスと前向きに捉えるべきであろう。

【参考資料】

- ・枝廣淳子『アニマルウェルフェアとは何か ―倫理的消費と食の安全〔電子書籍版〕』（岩波書店、2020年8月28日発行）
- ・山口拓美「EUアニマルウェルフェア政策の思想的背景について―功利主義と perfectionism―」（神奈川県経済学会『商経論叢 第43巻 第3・4合併号』（2008年3月） pp.115-138）
- ・平澤明彦（株式会社 農林中金総合研究所）「農林水産省 平成 25 年度海外農業・貿易事情調査分析事業（欧州） 報告書 第 III 部 EU における動物福祉（アニマルウェルフェア）政策の概要」（2014年3月）
- ・浅野幸治『工場式畜産の発展』（豊田工業大学ディスカッション・ペーパー 第15号、2017年10月24日）（編集・発行：豊田工業大学人文科学研究室）
- ・久保田さゆり『動物にたいする不必要な危害と工場畜産』（豊田工業大学ディスカッション・ペーパー 第16号、2018年2月8日）（編集・発行：豊田工業大学人文科学研究室）
- ・各種ウェブサイト